

2019年8月2日

適格消費者団体 特定非営利活動法人
消費者ネットおかやま
理事長 河田 英正 殿

信金ギャランティ株式会社
代表取締役社長 岡島 尚也

契約条項の修正についての申入れにかかる回答について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、貴法人より2019年7月11日付で契約条項の修正についてのお申入れをいただきました件について、以下の通り回答させていただきます。

貴法人のご指摘のとおり、現在、弊社が借主との間で締結しております「保証委託約款」第6条第1項第4号において、借主に相続の開始があったとき、求償権を事前に行使できる旨を規定しております。

また、信用金庫が借主との間で締結しております「カードローン契約規定」第10条第1項第6号においてもまた、借主に相続の開始があったとき、当然に期限の利益を喪失する旨を規定しております。

以上のことから、仮にお申入れに従い本条項を削除する場合、信用金庫と当社の各条項を同時に削除すべきものと考えられるため、2020年4月の民法の一部改正時期を目途に相続発生後の債権管理方法などを含め信用金庫と慎重に協議しながら対応を検討してまいります。

敬 具

お問合せ先 信金ギャランティ株式会社 電話：03-3538-0810 経営企画部 三国、別井
